

# 入札案内書

## 【問合せ先】

〒869-3692

上天草市大矢野町上1514番地

上天草市経済振興部

観光おもてなし課観光総務係

電話 0964-26-5512

## 目次

第1 一般競争入札による賃貸借の流れ.....	1
第2 入札参加要領.....	2
1 総則.....	2
2 入札物件一覧.....	2
3 入札物件概要.....	2
4 入札参加資格者.....	5
5 入札参加の申込み.....	6
(1) 申込期間・時間.....	6
(2) 場所.....	6
6 入札保証金.....	6
7 入札.....	6
(1) 入札書の事前記入.....	6
(2) 入札時間、場所等.....	7
(3) 持参する書類等.....	7
(4) 入札保証金 .....	7
(5) 入札の無効.....	8
(6) 入札の際の諸注意.....	8
(7) 開札、落札者の決定.....	9
(8) 落札者との協議.....	9
(9) 契約締結.....	9
(10) 契約締結に要する費用.....	9
建物有償貸付契約書.....	11
事業計画書.....	15
入札の関係書類.....	16
入札書及び委任状の記載方法について.....	17

## 第1 一般競争入札による賃貸借の流れ

### ① 入札参加の申込み

(6頁参照)

- ①入札参加申込みに必要なもの
  - 『「一般競争入札参加申込書」「一般競争入札参加申込受付書」』
  - 『事業計画書』
  - 納付すべき税金等に未納がない旨の証明書

### ② 入札

(6～8頁参照)

- ②入札参加申込みに必要なもの
  - 入札書
  - 入札保証金（入札書に記載する額の5%以上の額）
  - 印鑑（申込書に押印した印鑑、代理人の場合には、委任状に押印した代理人の印鑑）
  - 一般競争入札参加申込受付書
  - 委任状（代理人が入札する場合）
  - 印鑑証明書（代理人が入札する場合）
  - 納税証明書

### ③ 開札、落札者決定

(6頁参照)

③開札、落札者決定  
入札締切後、入札者の面前で開札し、落札者を決定します。

### ④ 契約締結

(8頁参照)

- ④契約締結
  - 契約保証金（免除）
  - 収入印紙
  - 印鑑及び住民票（法人の場合は印鑑（代表社印）及び法人登記簿謄本）

## 第2 入札参加要領

### 1 総則

上天草市の幹線道路である国道266号沿いの二号橋公園内にある上天草市旧二号橋公園売店施設（以下「旧売店施設」という。）について、民間の発想と創意工夫を活かし、市有財産のより一層の有効利用を図り、地場産業の発展と観光情報等の発信に寄与する事業者へ貸付けを行います。

なお、施設の賃貸借に係る一般競争入札に当たっては、入札物件の概要等を参考に必ず現地で入札物件を確認し、入札参加要領及び契約書案の記載事項を承知した上で入札に参加してください。

### 2 入札物件一覧

番号	区分	所在及び名称	構造 建築時期	面積 (m <sup>2</sup> )	最低貸付価格 (円／年)
1	建物	上天草市大矢野町中4434番2 (旧二号橋公園売店施設(A))	鉄筋コンクリート造平屋建 昭和41年3月	36.0	73,257
2	建物	上天草市大矢野町中4434番2 (旧二号橋公園売店施設(B))	鉄筋コンクリート造平屋建 昭和41年3月	36.0	73,257

### 3 入札物件概要

#### （1） 設備等 共通

利用規制等	用途地域無指定・防火指定なし、県立自然公園区域
電気	宅内引込済【隣接道路電線】
ガス	ガス設備なし
水道	建物外量水器有
トイレ	トイレ設備なし
排水	排水設備なし

#### （2） 賃貸借期間

賃貸借期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

#### （3） 賃貸借物件の事業用途

対象の物件で実施する事業は、この要領に定める趣旨、条件、関係法令

の規則その他諸条件を踏まえ、自らが事業実施者として事業を企画し、事業に必要な施設整備、管理及び運営を行うに足りる十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、早期実現の可能性があり、かつ、事業運営期間中、継続的に安定した事業運営が可能であるものとします。

ア 使用用途

小売業の用途に供するものとし、イに定める取扱商品に記載する物品等の販売を行うこととします。

イ 取扱商品

次に記載する商品を原則として取り扱うこととします。詳細な商品は提案によることとします。

・飲食料品

※ 食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（惣菜製造業、菓子製造業等）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているものに限ることとします。（例：包装された弁当、サンドイッチ、おにぎり、菓子類等）

- ・お土産品（グッズ等）
- ・特産品
- ・雑貨品（タオル等）
- ・その他

ウ 運営

(ア) 上天草市の特産品を取り入れるなど、地域との連携及び共生を図り、地域活性化に資することとします。

(イ) 観光地としてのイメージダウンにつながらないよう接遇マナーの向上に努めることとします。

エ 維持管理

自らの経営責任において、サービスを提供するとともに、賃貸借物件の維持管理及び衛生管理を行うこととします。

オ 営業日・時間

賃貸借物件の営業日は週5日間以上とし、営業時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。（防犯上、午後8時までには施錠することとします。）

カ その他

(ア) 関係法令の遵守と許認可手続

事業を進めるに当たり、関係法令及び本募集要項を遵守するとともに、事業実施に必要な許認可等の法手続は、賃借人の責任で行ってください。

(イ) 周辺環境への配慮

周辺地域の生活環境保持のため、事業実施に伴う交通渋滞、交通安全、騒音、振動、公害等の問題が生じないよう適切に配慮するものとします。

(ウ) 保険

賃借人は、自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等（賃貸借

物件に係る建物共済保険及び施設利用者等の損害保険等)に加入してください。

(エ) 補償

上天草市の責任において行う緊急的な修繕等の実施に伴い休業が必要となった場合において、賃借人に損害・損失が発生しても、上天草市はその休業期間における補償は行いません。

(オ) ライフライン

賃貸借物件における光熱水費及び維持管理費等は賃借人の負担とします。また、電気、ガス、水道、電話等通信機器等については、それぞれの事業者と協議し、自らの責任と負担で使用環境を整えてください。

(4) 物件引渡・返還条件

賃貸借物件は、現状有姿で引き渡すものとし、返還に当たっては上天草市が指定する期日までに、原状に回復し、上天草市へ返還するものとします。

なお、賃借人が自己負担で賃貸借物件に施した改造等により発生した有益費等について、賃借人はその権利を放棄し、上天草市が必要と判断した場合は、その権利を契約期間満了後、上天草市に帰属することとします。ただし、地方自治法第238条の5の規定により、契約解除した場合においては、この限りではありません。

(5) 上天草市の承諾が必要な事項

ア 施設の改造等

賃貸借物件の改造等については、賃借人の責任で行うこととし、上天草市の承諾を得る必要があります。また、その費用については、賃貸借人の負担とします。

イ 事業計画書の内容変更

事業を行うに当たり、入札参加の申込みの際に提出した事業計画を変更する場合には、事前に文書により上天草市に申請し、上天草市の承認を得る必要があります。ただし、本要項の趣旨を損なうような変更は認めません。

ウ その他

上天草市が必要であると認める事項

(6) 権利義務の制限

ア 賃貸借物件・事業の譲渡等

本件、賃貸借物件及び応募した事業の権利を譲渡し、若しくは転貸し、または形式の如何を問わず、これらと同様の効果を生じる行為をすることはできません。

イ 禁止事項

(ア) 使用制限

賃貸借物件は、次の用途に供することはできません。

- ・ 当該利用事業者募集要項に対する提案書に基づく用途以外の用途
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業（ただし、同条第1項第2号に規定するものを除く。）、性風俗関連特殊営業その他これらに類する用に供する施設
  - ・ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業の用に供する施設
  - ・ 居住の用に供する施設
- (イ) 反社会団体等の使用禁止
- 本件、賃貸借物件（建物）においては、次に掲げるものの店舗若しくは事務所又はこれらに類する者の事業に要する施設の設置を禁じます。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団その他の反社会的集団
  - ・ 通常保護されるべき消費者の利益を不当に侵害する商行為を行おうとする者
- (ウ) 地方自治法第238条の5の遵守
- 地方自治法第238条の5に定める条件を承諾し、適用するものとします。

#### ■地方自治法

（普通財産の管理及び処分）

#### 第238条の5 1～3省略

- 4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長はその契約を解除することができる。
- 5 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによって生じた損失につきその補償を求めることができる。
- 6 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。
- 7 以下省略

#### 4 入札参加資格者

入札の参加資格を有する者は、市内に住所を有する個人又は市内に本店若しくは営業所を有する法人で、入札案内書に記載の諸条件等を遵守し、入札者が提案した事業を経営し得る十分な資力、信用及び管理運営能力等を有するものとします。ただし、次に掲げる者は、入札に参加できません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- ア 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- イ 市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は市との契約の締結者が当該契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由なくして、市との契約を履行しなかった者
- カ 納付すべき国税及び地方税の滞納がある者

(3) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者

## 5 入札参加の申込み

入札への参加に当たっては、事前の申込みが必要です。

参加申込みをされる方は、個人又は法人その他の団体を問わず、この要領に折込の『「一般競争入札参加申込書」「一般競争入札参加申込受付書』』、『事業計画書』及び納税証明書（個人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）、市内に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税））納付すべき税金等に未納がない旨を証明する書類（未納がない証明書）を添付し提出してください。

所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合、共有予定者全員の連名で参加申込みを行ってください。この場合、共有予定者全員の未納がない証明書が必要です。

### (1) 申込期間・時間

令和7年12月5日（金）～令和8年1月30日（金）

午前8時30分～午後5時

※ 閉庁日（土日祝日）は申込みできません。

### (2) 場所

ア 持参の場合 上天草市役所大矢野庁舎1階経済振興部観光おもてなし課

イ 郵送の場合 必ず配達記録郵便（書留郵便など）で送付してください。

令和8年1月23日（金）必着

宛先 上天草市役所経済振興部観光おもてなし課

住所 〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地

※電話、ファクシミリ及び電子メールによる申込みはできません。

## 6 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札執行の際、入札する金額の100分の5以上の入札保証金（現金又は銀行振出小切手に限る。）を納付しなければなりません。

(2) 銀行振出小切手は、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出し、振出日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）のもので、「受取人」は持参人払いとしたものに限ります。別添の「小切手見本」（P 9）を必ず確認してください。

(3) 入札保証金は、落札者を除き、開札後に預り書と引換えにお返しします。

## 7 入札

参加申込みをされた方は、この要領に折込みの「入札書」に必要事項を記入及び押印（実印）して、当日持参してください。

(1) 入札書の事前記入

ア 住所及び氏名欄

(ア) 本人が入札する場合 入札書は、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、代表者の所在地、名称及び代表者名）

(イ) 代理人が入札する場合 入札者及び代理人の住所、氏名及び押印  
※ 代理人が入札する場合は、委任状が必要になります。委任状に必要事項を記入し入札書と同封してください。

イ 印鑑

(ア) 本人が入札する場合 本人の印鑑 【参加申込時の印鑑】

(イ) 代理人が入札する場合 代理人の印鑑【委任状の印鑑】

ウ 注意事項

入札書への金額記入は、アラビア数字（0、1、2、3・・・）を使用してください。

なお、入札書の金額の訂正はできません。

おって、金額以外の訂正、挿入又は削除した箇所には申込者の印（代理人の場合は代理人の印）を押してください。

(2) 入札の時間、場所等

ア 期日 令和8年2月2日（月）

イ 場所 上天草市役所大矢野庁舎2階庁議室

ウ 受付 午前9時30分から

エ 入札及び開札時間 午前10時から

(3) 持参する書類等

ア 入札書 入札封筒様式を封筒に貼付し、入札書を封筒に入れてください。

イ 入札保証金 下記「（4）入札保証金」参照

ウ 一般競争入札参加申込受付書 申込時にお渡しした受付書

- エ 入札参加申込受付書 申込時にお渡しした受付書
- オ 印鑑 申込書に押印した印鑑（代理人の場合には委任状に押印した「代理人の印鑑」）
- カ 委任状（代理人が入札する場合のみ必要）
- キ 印鑑証明書（代理人が入札する場合のみ必要）

#### (4) 入札保証金

入札に当たり、入札前に入札保証金を預からせていただきます。

なお、入札保証金は、入札参加者が入札に関し不正な行為をしたときは、返還しません。

入札保証金の額は、入札しようとする額の100分の5以上の額です。

##### 【計算例】

100,000円で入札しようとするときの入札保証金は、下記のとおりとなります。

$$100,000\text{円} \times 5 \div 100 = 5,000\text{円以上}$$

##### 【注意事項】

- ア 入札で落札されても、預けられた入札保証金が入札価格の100分の5未満だった場合、落札は無効となります。
- イ 入札保証金は、入札当日午前9時30分から受付を行う際にお預かりします。その際、保管金領り書をお渡しします。
- ウ 落札者が売買契約を締結しないとき（入札に関し、不正な行為をしたときを含む。）は、入札保証金は市に帰属し、還付しません。
- エ 落札者の入札保証金は、売買契約締結日まで還付しませんが、落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後、入札したときに発行した保管金領り書と引換えに還付します。

#### (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とします。

- ア 市の指定した最低貸付価格未満の金額を入札した場合
- イ 入札に参加する資格のない者が入札した場合
- ウ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札をした場合
- エ 入札者が連合して入札した場合その他入札に際して不正の行為があった場合
- オ 1つの物件に対し2以上の入札を行った場合
- カ 必要な記載事項を確認できない入札をした場合
- キ 入札書の入札金額が訂正してある場合
- ク 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合に、その箇所に押印がないとき

#### (6) 入札の際の諸注意

- ア 入札には、申込者又は代理人が必ず持参してください。

なお、代理人によって入札する場合は、委任状に必要事項を記載し、入札書と同封の上、入札してください。

イ やむを得ない事由により期間中に入札ができない場合は、必ず事前に上天草市経済振興部観光おもてなし課宛て連絡してください。

ウ 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。

なお、「2 入札物件一覧」の最低貸付価格には消費税及び地方消費税に相当する額は含まれておりません。

エ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

(7) 開札、落札者の決定

開札は、入札後直ちに、入札者立会のもとで行い、落札者は次の方法により決定します。

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が市の定める最低貸付価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

イ 落札者となる同価の入札者が2人以上いる場合は、直ちにくじによって決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

ウ 落札者は、落札に係る権利を他の者に譲ることはできません。

エ 開札結果に対する意義は、一切受け付けません。

(8) 落札者との協議

上天草市は、落札者と事業計画書を基に「(3) 賃貸借物件の事業用途」に沿ったものであるか確認し、必要に応じ事業内容を見直すための協議を行います。

(9) 契約締結

落札決定者は、令和8年3月31日（火）までに市と借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約を締結していただきます。

なお、期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効となりますので、注意してください。

【契約に必要な物】

ア 売買契約書に貼付する収入印紙

イ 印鑑及び住民票（法人の場合は、印鑑（代表社印）及び法人登記簿謄本）

(10) 契約締結に要する費用

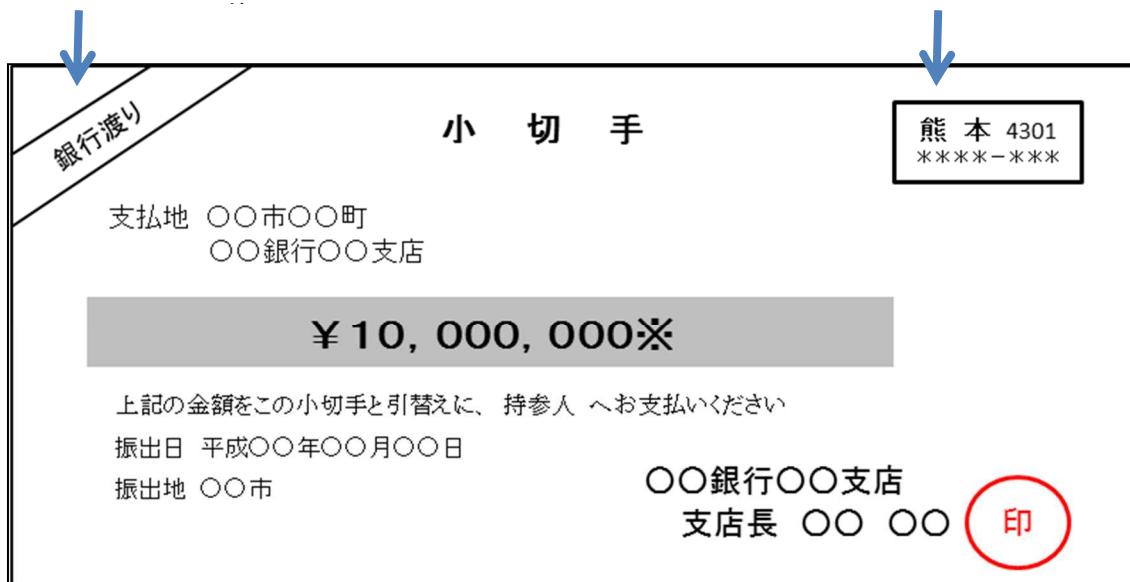
印紙税法（昭和42年法律第23号）に定める額の収入印紙

## ■銀行振出小切手

## 小切手見本

入札保証金及び契約保証金の銀行振出小切手は、以下の見本を参照のうえ準備して、入札当日に持参してください。  
不明な点等がある場合、事前に上天草市経済振興部観光おもてなし課に確認してください。

このほか「銀行」、「Bank」など必ず「熊本」とすること。



### ※留意事項

- ・銀行振出小切手は、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出したものに限ります。なお、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出した小切手の場合、上記見本のとおり小切手の右上に「熊本」と記載されています。
- ・振出日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）の小切手に限ります。
- ・受取人は持参人払いとしたものに限ります。
- ・「一般線引小切手」（見本）又は線引無しの小切手に限ります。

## 上天草市旧二号橋公園売店施設A建物有償貸付契約書

貸付人上天草市（以下「甲」という。）賃借人〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結し、真義に従って誠実にこれを履行するものとする

### （契約の目的）

第1条 本契約は、甲及び乙が、本件建物に法第38条に基づく定期建物賃借権を設定することを目的とする。

2 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、第4条の期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む）は行われず、賃貸借期間の延長も行われないものとする。

3 甲及び乙は、本契約の定めに基づき、関連図書（要項

### （貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

物件の種類	所在地	構造	種類	貸付面積	備考
建物	上天草市大矢野町中 4434番地2	鉄筋コンクリート 造平屋建	売店	36m <sup>2</sup>	別紙平面 図のとおり

### （賃貸借期間）

第3条 建物の賃貸借期間は、引渡し日から令和13年3月31日までとする。

2 前項の引渡し日は、甲、乙協議のうえ定める。

### （賃貸借物件の用途等）

第4条 乙は、本物件を募集要項に基づいた施設として、賃貸借期間継続して営業・運営事業（以下「提案事業」という。）を行うものとする。

2 乙は、本物件を募集要項に従い「提案事業」の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。

### （賃料）

第5条 乙は賃として、月額金6,104円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を甲に支払う。ただし、消費税等の税率が変更されたときは、その税率を適用した金額に変更する。

2 賃貸借期間の初日が月に費の初日でないとき、又は賃貸借期間の満了日が月の末日でないときの賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算により算定する。

### （支払方法）

第6条 乙は、賃料を次に定める期限までに別途甲の発行する納入通知書により、甲に支払う。

期間	納入期限
毎月1日から月末までの賃料	当月の末日

2 納入期限が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日を納入期限とする。

(遅延利息)

第7条 乙は、賃貸借料を前条に定める期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、その未支払額について年2.6パーセントの割合で計算して得た金額に相当する遅延利息を甲に支払わなければならぬ。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、免除する。

(建物の引渡し)

第9条 甲は、建物をその所在する場所において、現況有姿の状態で乙に引き渡すものとする。

2 前項の引渡しは、甲の立会いの上で行うものとする。

(乙の契約解除権)

第10条 乙は、その責めに帰することができない理由により建物が滅失し、又は損傷した場合において、その残存する部分のみでは契約の目的を達することができないときは、その契約を解除することができる。

(乙の善管注意義務)

第11条 乙は、建物を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(権利譲渡等)

第12条 乙は、甲の承諾を得ないで建物を第三者に転貸し、又は賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(電気の使用料等)

第13条 電気、ガス、水道等の使用料は、乙の負担とする。

(建物の現状変更)

第14条 乙は、建物の現状を変更しようとするときは、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(維持費等の負担)

第15条 貸付物件の維持、修繕、改良その他の行為に要する経費は、全て乙の負担とする。

(甲の契約解除権)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸借期間中といえども本契約を直ちに解除することができる。

(1) 乙が賃料の支払いを納入期限後3月以内に支払わなかったとき。

(2) 乙が本契約条項（第6条を除く。）に違反したとき。

(3) 国、地方公共団体その他公共団体において土地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(4) その他、乙に本契約を継続し難い重大な背信行為があったとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、賃借人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき、又は暴力団関係者が乙の経営に実質的に関与しているとき。

(契約の終了)

第17条 天災地変その他不可抗力（経年による劣化を含む。）により本件建物が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要するなど本契約の継続が不可能になったときは、本契約は終了する。

(原状回復義務)

第18条 乙は、賃貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、甲が承認する場合を除き、事故の所有又は保管する物件を全部撤去し、賃貸借期間開始以降に本件建物に生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年劣化を除く。以下この条において同じ。）がある場合において、その損傷を原状回復し、また、造作加工したものががあれば、全てこれを現状に復した上、甲乙立会いのもとに本件建物を甲に返還しなければならない。

- 2 前項に定める義務に違反した場合には、乙は、同項に定める期日（契約解除の場合は解除の日）の翌日から原状回復の上、本件建物を甲に返還するまでの期間について、賃料に相当する金額（以下「賃料相当損害金」という。）を甲の指定する日までに甲に支払う。また、賃料相当損害金のほかに甲に損害があるときは、甲は、乙に対し賠償を請求することができる。
- 3 乙が第1項の義務を怠り又は履行しないときは、甲は本件建物に生じた損傷の回復を含む原状回復にかかる費用を乙に請求することができる。
- 4 乙は、第1項に定める義務に違反したことにより甲が受けた損害額から第2項の規定に基づき支払われた額を控除してなお残余の額があるときは、当該残余の額について更に甲の指定する日までに支払わなければならない。

(有益費等請求権の放棄)

第19条 乙は、本件物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しない。

- 2 乙は本件物件に付加した造作その他の物件について、甲の承諾を得たと否とにかかわらず、甲に対し、一切その買取りを請求しない。

甲の指定する期日までに建物を原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない理由により建物が滅失し、若しくは損傷しているとき、又は乙が甲の承認を受けて建物に付加した造作の買取りを請求したときは、現状のまま返還することができる。

(乙の損害賠償義務)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(疑義等の解決)

第19条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 上天草市  
代表者 上天草市長 堀江 隆臣 印

乙 住 所  
氏 名 印

## 事業計画書

① 事業内容の詳細

② 事業スケジュール（貸付物件の改修・供用開始までのスケジュール）

③ 運営計画・施設維持管理計画  
(組織体制(雇用)・人員配置等)

④ その他  
(事業計画において、特にアピールしたい点(地域貢献への取組、従業員教育、事業コンセプト及び利用促進の具体策)や特徴があれば記入してください。)

※ A4サイズで作成してください。（枚数指定なし。）

※ 他に添付書類があれば添付してください。

入札の関係様式

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

上天草市長 様

一般競争入札に参加したく、次のとおり申し込みます。

1 入札参加物件

物 件 番 号	
物 件 の 所 在 及 び 名 称	

2 申込者

住 所	
名 称 ( 法 人 名 )	
氏 名 ( 代 表 者 )	印
電 話	

(受付印)

一般競争入札参加申込受付書

令和 年 月 日

住 所

名 称 ( 法 人 名 )

氏 名 ( 代 表 者 )

様

次の物件についての一般競争入札申込みを受け付けました。  
入札当日は、この受付書を持参してください。（入札書には同封しないでください。）

入札参加物件

物 件 番 号	
物 件 の 所 在 及 び 名 称	

上天草市経済振興部観光おもてなし課  
(受付印)

入札封筒様式

上天草市長 様		
入 札 書		
物 件 番 号		
物 件 の 所 在 地 及 び 名 称		
住 所		
名 称 (法 人 名 )		
氏 名 (代 表 者 )		

※必要事項を記入の上、切り取って封筒に貼付してください。

# 入札書

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

物件番号 : \_\_\_\_\_

物件所在地及び名称 : \_\_\_\_\_

市有財産貸し付けの公告、入札案内書及び建物貸付契約書を承諾の上、入札します。

添付書類

事業計画書

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 (法人名) \_\_\_\_\_

氏 名 (代表者) \_\_\_\_\_ (印)

上記代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

上天草市長 様

(注意事項)

- 1 最低売却価格の設定がありますので、物件調書により金額を確認し、入札金額を記入してください。
- 2 入札書は、封筒に入れて提出してください。
- 3 代理人が入札する場合は委任状が必ず必要になります。
- 4 金額は、アラビア数字で記入し、頭書に￥の記号を付記してください。

## 委任状

代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(印)

私は、上記の者を代理人と定め、次の権利を委任します。

記

次の市有財産貸付に伴う一般競争入札に関する一切の権限

物件番号 : \_\_\_\_\_

物件所在地及び名称 : \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

委任者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(印)

添付書類

委任者の下記書類を、入札書と同封して提出してください。

○個人の場合：印鑑証明書（1通）

○法人の場合：資格証明書及び印鑑証明書（各1通）

入札書及び委任状の記載方法について

入札金額の有効数字直前に￥を付すこと

【入札書】

入 札 書

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	○	○	○	○	○

物件番号 :

物件一覧より入札を希望される物件の番号及び所在地等を記入

物件所在地及び名称 : 上天草市〇〇町〇〇 1 2 3 4 番地 5

市有財産貸し付けの公告、入札案内書及び建物貸付契約書を承諾の上、入札します。

必ず入札日を記入すること

添付書類

事業計画書

令和 年 月 日

住 所 上天草市〇〇町〇〇 1 2 3 番地 4

名 称 (法人名) 法人の場合のみ名称を記入

氏 名 (代表者) 上 天 草 太 郎

印

代理人が入札する場合、必ず記入押印すると併に委任状を同

上記代理人

住 所 上天草市〇〇町〇〇 7 7 7 番地 7

氏 名 上天草 二郎

印

上天草市長 様

必ず委任状と同じ印鑑を押印してください

(注意事項)

- 1 最低売却価格の設定がありますので、物件調書により金額を確認し、入札金額を記入してください。
- 2 入札書は、封筒に入れて提出してください。
- 3 代理人が入札する場合は委任状が必ず必要になります。
- 4 金額は、アラビア数字で記入し、頭書に円の記号を付記してください。

# 委任状

代理人

住所 上天草市〇〇町〇〇 7 7 7 番地 7

氏名 上天草 二郎

(印)

必ず入札書と同じ印鑑を押印してください

私は、上記の者を代理人と定め、次の権利を委任します。

記

次の市有財産貸し付けに伴う一般競争入札に関する一切の権限

物件番号 : \_\_\_\_\_ / 物件一覧より入札を希望される物件の番号及び所在地等を記入

物件所在地及び名称 : 上天草市〇〇町〇〇字〇〇 1 2 3 4 番地 5

必ず入札日を記入すること

令和 年 月 日

委任者

住所 上天草市〇〇町〇〇 1 2 3 番地 4

氏名 上天草 太郎

(印)

必ず実印を押印してください

添付書類

委任者の下記書類を入札書と同封して提出してください。

○個人の場合 印鑑証明書（1通）

○法人の場合 資格証明書及び印鑑証明書（各1通）